様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年　　4月　　10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃかどや  一般事業主の氏名又は名称 株式会社かどや  （ふりがな） せいけ　もとひろ  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 清家　幹広  住所　〒798-0006  愛媛県宇和島市弁天町1丁目5-6  法人番号　8500001015880  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXへの取り組み | | 公表日 | 2025年　　1月　　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページ会社概要の「当社のDXへの取り組み」Ｐ２「代表メッセージ」にて公表。  ホームページ  <https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/wp-content/uploads/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf> | | 記載内容抜粋 | 私たちは愛媛県宇和島に根差し、地域の豊かな自然が育んだ新鮮な海の幸・山の幸を使い、魅力的なメニューを提供しています。  特に、郷土料理「宇和島鯛めし」を次世代へと受け継ぎ、地域と世界を繋ぐ新たな価値創造を目指しています。  伝統の味を守りつつも、積極的にデジタル技術（D）を導入し、現代のニーズに合った商品を国内外のお客様におもてなしの精神とともにお届けしてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会による決議に基づき経営陣により下された戦略・行動指針であって公表媒体に掲載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXへの取り組み | | 公表日 | 2025年　　1月　　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページ会社概要の「当社のDXへの取り組み」Ｐ3「戦略と活用方法」にて公表。  <https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/wp-content/uploads/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf> | | 記載内容抜粋 | １．料理人の技術とレシピの見える化・プラットフォーム化  レシピのデジタル化・見える化により、若手料理人の育成を加速させる。また、職人技の継承を実現する。  さらに、お客様が求める味やサービスの傾向を分析、新しいメニューや商品を開発し、新たな「かどやの料理」を生み出す。  ２．予約システム導入、モバイルオーダー推進による業務効率化  お客様へ利便性を提供すると同時に、業務プロセスを効率化する。これにより、空席状況や注文内容をリアルタイムで把握する仕組みを構築し、スタッフの業務負担を軽減。  また、メニューの提供についても迅速かつ柔軟な対応を可能にし、店内外満足度の向上を実現していく。  3. 配膳ロボや労務管理システムの導入による働き方改革  労務管理システムを活用した従業員の勤務状況の可視化により、デジタルで勤務時間を管理し適正な労働環境の整備を推進しています。  また、配膳ロボットを活用した業務効率化により、従業員の負担軽減と生産性向上を両立。  これらの取り組みを通じて、「働き方改革」と並行した「働きやすさ改革」を推進していきます | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会による決議に基づき経営陣により下された戦略・行動指針であって公表媒体に掲載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページ会社概要の「当社のDXへの取り組み」内Ｐ４「DXを推進する体制」にて公表。  [https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/wp-content/uploads/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf](https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/wp-content/uploads/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf%20) | | 記載内容抜粋 | DX推進企画チームの役割  ①戦略を立てて実行  どのようにデジタル技術を活用して業務を改善するかの計画を立て、それを実行します。  ②新しいシステムの導入  店舗で使うITツールやシステムを選び、導入後のサポートも行います  体制図の説明   1. 取締役会直轄のDX推進企画チームを中心に全社DX戦略を推進します。 2. 事業部ごとにDX推進勉強会を実施し、各事業部の意見をDX推進企画チームに共有することで現場課題を解決します。   DX推進勉強会の役割   1. 新しい取り組みを店舗に伝える：勉強会でスタッフに新しいシステムや業務の進め方を教え、実際に使えるようにサポートします。 2. スタッフのスキルアップ：デジタル技術を使いこなすための学びを提供し、店舗での仕事がスムーズに進むよう支援します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページ会社概要の「当社のDXへの取り組み」内Ｐ５「環境について」にて公表。  <https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/wp-content/uploads/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf> | | 記載内容抜粋 | 当社は、DXを推進しビジョンを実現するために、以下の具体的な環境整備を進めます。  １．熟練の料理人の経験や技術をデジタルデータとして保存するデータベースの設置。  ２．オンライン予約システムやモバイルオーダー用端末を設置し、リアルタイムで情報連携の実現。  ３．労務管理システムを活用し、分析基盤を導入。  ４．配膳ロボットの積極的な導入。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXへの取り組み | | 公表日 | 2025年　　1月　　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ会社概要の「当社のDXへの取り組み」内Ｐ６「目標達成指標」にて公表。  <https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/wp-content/uploads/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf> | | 記載内容抜粋 | 当社は業務効率化、顧客満足度の向上、そして従業員の働きやすさを追求・改善しながら、持続可能な成長と新たな価値創造を目指します。  1. 料理人の技術とレシピの見える化・プラットフォーム化  料理人育成時間を短縮  社内認定制度による年間認定料理人数の向上  2. 予約システム導入、モバイルオーダー推進による業務効率化  人時生産性の向上  顧客履歴データ活用による満足度向上  3. 配膳ロボ等のロボットや労務管理システムの導入による働き方改革  従業員によるサービス付加価値の向上  繁忙期の労働負荷の削減  残業時間の削減 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　1月　　9日 | | 発信方法 | 当社ホームページ内「当社のDXへの取り組み」  内Ｐ2「代表メッセージ」において弊社代表取締役社長である清家幹広の「代表者メッセージ」にて、戦略の推進状況等を発信している。  <https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/wp-content/uploads/0c3800050300f7faae0f191862afba83.pdf> | | 発信内容 | 株式会社かどやは業務プロセスの効率化や生産性向上を図り、快適で高品質なサービスの提供を実現します。  私たちは、地域社会とともに豊かな未来を築く企業であり続けるため、食文化とともに進歩を続け、持続可能な成長と新たな市場の創出を目指し、日々変革（X）を続けてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　11月頃　～　　　2024年　　12月頃 | | 実施内容 | 「DX　推進指標」による自己分析を行い、IPA　の自己診断結果入力サイト  （<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>）  より入力、課題を把握している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SecurityAction制度に基づき二つ星の宣言を行っている。  <https://www.kadoya-taimeshi.com/kadoyamanage/news/post-6202/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |
|  |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。